

横浜市会個人情報保護

令和6年度施行状況報告書

横 浜 市 会

横浜市会における個人情報保護制度に関しては、横浜市会個人情報の保護に関する条例の定めるところにより運用しています。

同条例第 53 条により、毎年度、この条例の施行の状況の概要を公表することとしておりますので、ここに令和 6 年度の施行状況を公表します。

1 横浜市会個人情報の保護制度のあらまし

「活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定すること」を目的に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」といいます。）の改正がなされ、令和5年4月から保護法が自治体にも適用されることとなりました。

しかし、地方公共団体の議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましいことから保護法の適用対象外とされています。

また、保護法が条例に委任している事項等を定めた、横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「市条例」といいます。）においても同様に適用対象外とされています。

そのため横浜市会では、横浜市会個人情報の保護に関する条例（令和5年2月横浜市条例第6号。以下「市会条例」といいます。）を制定し、個人情報の保護制度を運用しています。

2 市会条例の概要

市会条例は、保護法による共通ルールと市条例によるルールを合わせた内容となっておりますが、以下の項目については、横浜市会の実情を踏まえ、独自の規定を定めています。その内容は次のとおりです。

（1）保有個人情報の定義（市会条例第2条第4項）

議会局の職員が職務上作成・取得した個人情報であり、職員が組織的に利用するものとして市会が保有しているものと規定しています（議員が職務上作成・取得した個人情報は対象としていません。）。

（2）議長・副議長ともに欠けている場合の開示決定等の対応（市会条例第27条第2項、第38条第2項、第45条第2項）

横浜市会の保有する自己を本人とする保有個人情報に係る開示請求があった場合、議長は、定められた期間内に開示決定等をしなければなりません。ただし、議員任期満了等により、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、開示決定等をしなければならない期間に算入しないことを規定しています（訂正決定等及び利用停止決定等についても同じ）。

（3）罰則（過料）（市会条例第59条）

保護法では「10万円以下」と規定されていますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項において、条例に規定できる過料の上限が5万円とされているため、市会条例では「5万円以下」と規定しています。

（4）行政機関等匿名加工情報の提供制度

令和5年度から保護法が自治体に適用されたことに伴い、横浜市においても行政機関等匿名加工情報の提供制度が導入されました。

しかし、横浜市会では、匿名加工して提供することが可能な個人情報ファイルを保有することが想定されないため、市会条例では同制度に係る規定を置いていません。

3 横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問（市会条例第47条）

開示決定等に係る審査請求は議長に対して行われますが、審査の中立性・公正性を確保するため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）に諮問し、その答申を尊重して裁決を行う仕組みを採用しています。

なお、次の場合は、審査会への諮問は不要です。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で審査請求の全部を認容するとき。ただし、不開示決定に係る審査請求については、保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

4 横浜市個人情報保護審議会への諮問等（市会条例第52条）

議長は、市会における個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、市条例第9条第1項に規定する横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に諮問することができるとしています。また、個人情報を取り扱う事務を開始した場合などは、その内容を審議会へ報告するものとしています。

5 令和6年度運用状況

(1) 個人情報を取り扱う事務の開始

令和6年度に開始した個人情報を取り扱う事務は1件です（表1参照）。

(2) 開示請求等の請求件数

「請求文書件数」及び「開示請求書数」に分けて統計をとっています。

「請求文書件数」は、横浜市会が対象文書として特定した文書の件数で、ページ数に関係なく1文書を1件として算出しています。

「開示請求書数」は、請求者が横浜市会に提出した請求書の数です。

令和6年度の請求文書件数は0件です（表2及び表3参照）。

(3) 保有個人情報の簡易な手続による本人提供の状況

保有個人情報の簡易な手続による本人提供とは、市会条例に基づき、議長があらかじめ定める請求者本人の保有個人情報について、口頭などの請求により提供する制度です。現在横浜市会では、簡易な手続による本人提供を実施する保有個人情報はありません。

(4) 審査請求の処理状況

開示決定等に係り、令和6年度に申し立てられた審査請求は0件です（表4及び表5参照）。

(5) 個人情報保護に関する相談

令和6年度の個人情報の保護に関する相談は0件です（表6参照）。

(6) 審議会への諮問・報告

令和6年度の諮問件数は0件、報告件数は16件です。報告案件の中では個人情報を取り扱う事務の委託が最も多く、10件となっています（表7参照）。

(7) 個人情報の漏えい事故等の公表及びその例外

横浜市会では、個人情報の漏えい事故等を起こしたときは原則として公表し、その後審議会に報告しています。

令和6年度は、漏えい事故等は発生していません（表8参照）。

令和4年度以前は、横浜市個人情報の保護に関する条例に規定する実施機関に議長が含まれていました。

過年度分については次のページを御確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/unyou.html>

表1 個人情報を取り扱う事務の開始状況

(単位：件)

年 度	開始件数
令和6年度	1

表2 請求文書件数

(単位：件)

年 度	請求文書件数
令和6年度	0

表3 請求書数

(単位：件)

区 分	受付窓口			合 計
	市民情報センター (窓口・郵送)	議会局秘書広報課 (窓口・郵送)	区役所 (窓口・郵送)	
保有個人情報の開示請求	0	0	0	0
保有個人情報の訂正請求	0	0	0	0
保有個人情報の利用停止請求	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

表4 審査請求の処理状況

(令和7年3月31日現在)

(単位：件)

年度	当年度の取扱件数 (a)	前年度から継続		当年度の申立て	当年度の処理件数 (b)	答申を経て裁決	答申を経ず認容・却下・取下げ	次年度へ継続 (a-b)
		前年度から継続	当年度の申立て					
令和6年度	0			0	0	0	0	0

表5 審査請求の処理状況

(令和7年3月31日現在)

(単位：件)

年度	審査請求					
		認容又は一部認容	棄却	却下	取下げ	未裁決
令和6年度	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

() は、審査会の答申を経たものを、内数で示しています。

表6 個人情報保護に関する相談状況

(令和7年3月31日現在)

(単位：件)

年度	個人	事業者	計
令和6年度	0	0	0

表7 訪問及び報告件数

訪問件数 (単位:件)

内 容	根 抱	6 年度
個人情報保護に関する重要事項	第 52 条 第 1 項	0

報告件数

内 容	根 抱	6 年度
個人情報を取り扱う事務の開始	第 52 条 第 2 項 第 1 号	1
個人情報を取り扱う事務の変更	第 52 条 第 2 項 第 2 号	5
保有個人情報の外部提供	第 52 条 第 2 項 第 3 号	0
個人情報ファイル簿の作成	第 52 条 第 2 項 第 4 号	0
個人情報を取り扱う事務の委託	第 52 条 第 2 項 第 5 号	10
その他個人情報の保護に関して必要と認める事項	第 52 条 第 3 項	0
合 計		16

表8 個人情報漏えい事故件数

事案種類	令和6年度	
	件数	割合
	(件)	(%)
誤送付	0	0.0
誤交付	0	0.0
誤記載	0	0.0
紛失	0	0.0
処理誤り	0	0.0
委託先	0	0.0
その他	0	0.0
計	0	
マイナンバーに係る事故	0	
うち番号法に基づく報告 ※1	0	

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項に基づく報告

横浜市会個人情報保護

令和6年度施行状況報告書

令和7年12月発行

発行・編集

横浜市会議会局総務課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

Eメール gi-somu@city.yokohama.lg.jp

TEL045 (671) 3041 FAX045 (681) 7388

ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/torikumi/sonota/kojinjyohohogoseido.html>